

平成 28 年度 電源 I ピーク調整力、電源 I・II 調整力募集要綱案の意見募集でいただいたご意見に対する回答

No	【対象】／項目	ご意見・ご質問	当社回答
1	【電源 I】 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 I -b の調達をご検討いただきたい。また、ネガワットには発電と異なる特性があるため、それらを考慮したスペックとしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 I -b については、広域機関において示された電源 I の募集量と電源 I -a の募集量の差分を募集することとします。具体的には電源 I -b の募集要綱を参照願います。</li> <li>ネガワット電源につきましても、募集要件に適合することにより対象となります。</li> </ul>
2	【電源 I】 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>DR 専用枠を設けていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DR 専用枠については、経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、専用枠を設けることは予定しておりません。</li> </ul>
3	【電源 I】 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>アグリゲータにより需要家募集は 3 月末まで可能としていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定することから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保をお願いいたします。</li> <li>なお、応札以降で、対象需要家を追加していただくことは可能です。ただし、電源 I ピーク調整力契約電力の変更はできません。</li> </ul>
4	【電源 I】 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募時点でのアグリゲータの需要家確保要件の明示をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応札時点で契約電力に相当する調整力が供出可能な需要家の確保をお願いいたします。応札時に需要家に関する情報を様式 3-3 で提出いただきます。</li> <li>なお、応札以降で、対象需要家を追加していただくことは可能です。（電源 I ピーク調整力契約電力の変更はできません。）</li> </ul>

No	【対象】／項目	ご意見・ご質問	当社回答
5	【電源Ⅰ】 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>「電源Ⅰピーク調整力契約書」をHP等にて確認できるのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書のひな形については、募集開始時に募集要綱と共に公表しております。なお、ネガワット等につきましては、特性が異なるため、落札後、契約書ひな形を基に個別協議により決めさせていただきます。</li> </ul>
6	【電源Ⅰ】 第5章 募集概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整力Ⅰ・Ⅱの募集に対し、調整力Ⅰで入札しても容量に対する基本料金の設定がないため見直すべきではないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源Ⅰ落札者は、入札価格に契約電力を乗じた額（基本料金）の精算方法を規定する「電源Ⅰピーク調整力契約」と、当社の指令に基づき上げ・下げ調整費用（従量料金）の精算方法を規定する「電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約」の両方を契約していただくこととなります。</li> </ul>
7	【電源Ⅰ】 第5章 募集概要 提供期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>提供期間は1年間という事ですが、次年度については自動継続という事ではなく、新たに応札するという事でよろしいでしょうか。その場合は、別途締結する「電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約」についても期間終了という扱いになるのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源Ⅰについては、1年で契約期間終了となり、当該年度の募集に新たに応札していただくこととなります。電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約は、自動更新となり、当該年度の電源Ⅰへの応札をされなかった場合にも電源Ⅱとして契約を継続することができます。</li> </ul>
8	【電源Ⅰ】 第5章 募集概要 対象電源等	<ul style="list-style-type: none"> <li>出力の上げ、下げがあるとして蓄電器が対象機器に記載がないということは見直すべきではないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本募集要綱に記載する要件を満たせば、蓄電器も対象になり得ます。</li> </ul>
9	【電源Ⅰ】 第5章 募集概要 入札単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源単位での契約ということですが、アグリゲータの場合は、アグリゲータと契約すべきではないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アグリゲータ単位で契約することも可能です。</li> </ul>

No	【対象】／項目	ご意見・ご質問	当社回答
10	【電源Ⅰ】 第5章 募集概要 最低入札量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の「4. 公募調達実施時」「(3) 募集単位に関連する事項」「② 最低容量について」において、「最低容量を定めた場合には、電源Ⅰ、Ⅱの公募要領等において、最低容量の根拠について十分な説明を行う」ことが望ましい対応と規定されていますが、一般送配電事業者10社の調整力募集要綱案を確認すると、最低容量の根拠を示している事業者はありません。事前であるため、コスト面での非効率性や運用の困難性が示せない状況かと推察します。各社最低容量（最低入札量/契約電力）は以下のとおりで0.5万kW～1.5万kWの範囲となっています。            北海道電力1万kW、東北電力0.5万kW、東京電力1.25万kW、中部電力1万kW、北陸電力0.5万kW、関西電力1万kW、中国電力0.5万kW、四国電力0.5万kW、九州電力1.5万kW、沖縄電力1.45万kW</li> <li>・ 他方、各社の系統規模の違いを考慮すると、当該設定値が正しいものであるのか疑念があります。各社最低容量を各社最大電力で除した値は以下の通りとなっています。            北海道電力0.2%、東北電力0.04%、東京電力0.03%、中部電力0.04%、北陸電力0.1%、関西電力0.04%、中国電力0.05%、四国電力0.1%、九州電力0.1%、沖縄電力1.0%</li> <li>・ この値は最低容量が電力系統に対する貢献度というべきもので、各社意向により約30倍の差異があります。④望ましいとされる根拠についての十分説明ができない場合は、一律「系統規模（最大電力）の0.1%相当」などに定める方が適切な方法かと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低容量については、四国エリアに立地している電源の規模、スペック等を踏まえて設定しております。</li> <li>・ 具体的には、四国エリアに立地している水力・火力電源の積算出力において、同エリアの電源の捕捉率が90%程度となる、10万kWの発電設備を基準とし、AFC変化速度の下限値1%/分で5分以内に目標出力に到達可能な量を最低容量として設定しております。  <math display="block">\begin{aligned} \text{最低容量} &amp;= 10\text{万kW} \times 1\%/分 \times 5分 \\ &amp;= 5\text{千kW} \end{aligned}</math></li> <li>・ なお、調整速度の速いものであれば、10万kW以下の水力や自家発電も対象となる可能性があります。</li> </ul>
11	【電源Ⅰ】 第5章 募集概要 設備要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン制御について、記載されている周波数調整機能を全て満たしていないといけなんでしょうか。連続運転可能時間やガバナフリー必須の条件が主に参入障壁。経産省資料によるとガバナフリー無しの要件なども要件を定めるよう記載があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源Ⅰ-aについては、電源Ⅰ-aについては、周波数制御・需給バランス調整のため、ガバナフリー機能、周波数変動補償機能、AFC（自動周波数制御機能）、OTM（運転基準出力制御機能）の全ての機能の具備を要件としています。</li> <li>・ 電源Ⅰ-bについては、OTMの機能の具備を要件としています。</li> </ul>

No	【対象】／項目	ご意見・ご質問	当社回答
12	【電源Ⅰ】 第5章 募集概要 設備要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低出力は AFC 下限値ではなく、ユニット最低出力との理解でよい。また最低出力を GT または GTCC 火力の場合は「50%以下」、その他の場合は「30%以下」とした根拠についてご教示いただきたい。最低出力を「30%以上でも可」としていただけると、応札可能なユニットの選択肢が増えるため、ご配慮いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低出力は、ご意見のとおり、ユニット最低出力値です。</li> <li>これについては、標準的な火力発電の最低出力を反映して設定しております。なお、最低出力等の条件については、ユニットの運転状況にも左右されることから、必要に応じて別途協議を行い、判断させていただきます。</li> </ul>
13	【電源Ⅰ】 第5章 募集概要 運用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>「常時、5分以内に電源Ⅰピーク調整力契約電力の出力増減が可能であることが必要」とあるが、5分以内とした根拠についてご教示いただきたい。</li> <li>より多く応札できるようにするために、募集量全てを5分以内とするのではなく、例えば5分以内に出力増減可能とするものを〇万kW、10分以内に出力増減可能とするものを△万kWとしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>60Hz系において、過去の電源脱落の事故発生から調整力を発動して、瞬動予備力確保するまでの時間を確認したところ、5分以内に周波数等を回復して、事故前の状況に回復できていることから、電源Ⅰ-aについては、「5分以内に出力増減可能」であることを要件としています。</li> <li>別途募集を行う電源Ⅰ-bについては、増減可能時間を15分としています。</li> </ul>
14	【電源Ⅰ】 第5章 募集概要 運用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>連続7時間にわたり運転継続が可能と設定されている7時間とは昼間帯7時間という理解でよろしいでしょうか。また、連続7時間の運転パターンが、1日の中で数回発生することはあるのでしょうか。(DSS運転時の並解列時間8時間以内にて運転することがありますでしょうか)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、契約電力相当を、昼間帯で連続7時間にわたり、当社指令に従った運転の継続が可能であることが必要です。DSSは、1日の中で1回と考えています。</li> </ul>
15	【電源Ⅰ】 第5章 募集概要 運用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業等による電源等の計画停止が、年間58日以内とのことですが、水力発電設備、火力発電設備等設備の違いによる停止日数(58日)は変更ないということでしょうか。</li> <li>また、58日を超える場合においても応札可能とありますが、その場合の年間の停止日数は58日から応札した58日+<math>\alpha</math>が年間の停止日数になるという理解でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水力発電設備や火力発電設備による変更はありません。</li> <li>年間計画停止日数が58日を超える電源で応札した場合、落札者決定の際には58日を超える部分は減点して評価します。また、落札後においては、基本料金は年間58日の停止を基準に設定していることから、58日を超える部分は、基本料金から超過停止割戻料金を差し引くことといたします。</li> </ul>
16	【電源Ⅰ】 第5章 募集概要 運用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>「週間計画以降で、当社が差し替えを認めた場合の期間を除き」とあるが、差し替えが認められるのはどのような場合か、具体的に示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者が、前日12時までに契約電力を供出できる代替電源(電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約締結済み)を当社に提示し、当社が差し替えを認めた場合といたします。</li> </ul>

No	【対象】／項目	ご意見・ご質問	当社回答
17	【電源Ⅰ】 第8章 契約条件 停止日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>「電源Ⅰピーク調整力の全部または一部を当社に提供できなくなった日（停電割戻料金を適用した日や、・・・を除きます）」とありますが、算定された停止日数を元に超過停止割戻料金を算定するものと考えますが、停電割戻料金を適用した日を除くという事は、トラブル等発生した当日は、停止日数には含まないという解釈でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>停止日数とは、停電割戻料金を適用した日や天変地異等やむを得ない事由による停止を除くこととしております。トラブル等が発生した当日は、停電割戻料金を適用日となるため、停止日数には含まないこととなります。</li> </ul>
18	【電源Ⅰ】 第8章 契約条件 停止日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>代替電源等の差替えが認められるのは、どのような条件の場合でしょうか。電源Ⅰピーク調整力契約の契約kWが確保できた場合ということでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.16と同様、契約者が、前日12時までに契約電力を供出できる代替電源（電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約締結済み）を当社に提示し、当社が差し替えを認めた場合といたします。</li> </ul>
19	【電源Ⅰ】 第8章 契約条件 停止日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>天変地異等やむを得ない事由による場合の「等やむを得ない」とは、電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要綱 P27 第7章 契約条件「特別な事情がある場合」とは異なるのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前者の「天変地異等やむを得ない事由」とは、停止のペナルティを課さない要件として、主として自然災害に起因するもので契約者の責によらない事象が生じた場合を想定しており、後者の「特別な事情がある場合」とは、当社指令に従わない場合について定めており、外形的には調整力を提供できるにも関わらず、指令に依りられない場合で、発電不調や燃料、貯水量等の過不足などにより調整力を提供できない事象とさせていただきます。</li> </ul>
20	【電源Ⅰ】 第8章 契約条件 停電割戻料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>停電割戻料金の算定式において、「基本料金の1時間相当額」とは、年間の基本料金を年間の運転時間(8,760h)で除した額という事でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間の基本料金を7368時間(=(365日-58日)×24h)で除した額になります。</li> </ul>
21	【電源Ⅰ】 第8章 契約条件 超過停電割戻料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>超過停止割戻料金の算定式は、停止日数での算定となっておりますが、トラブル、作業等により電源の停止が24時間に満たない場合については、停止日数1日と見るのでしょうか。</li> <li>また、その当該日に作業終了し、連続7時間の運転が可能となった場合も停止日数と解釈されるのでしょうか。（運転の条件、停止日数はどちらが優先されるのでしょうか）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者が設備トラブルや計画外の補修等、当社の責とならない事由で調整力を提供できなくなった場合、トラブル等発生した当日は、停止日数には含まず、停電割戻料金の算定対象とします。</li> <li>当日作業が終了した場合においても、停電割戻料金対象となります。</li> </ul>
22	【電源Ⅰ】 第9章 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例で中央給電指令所内に設置する信号伝達装置も落札者側で手配するものなのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>託送供給等約款に基づき、原則として、当社所有とし、当社で施設します。費用負担の範囲や負担額、工事の施行区分等、詳細については協議させていただきますので、当社託送サービスセンターにご相談願います。</li> </ul>

No	【対象】／項目	ご意見・ご質問	当社回答
23	【電源Ⅰ・Ⅱ】 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電契約者でない者が、電源Ⅰ・Ⅱ調整力に応募することは可能でしょうか。その場合、別途発電量調整供給契約を締結する必要があるという理解でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電量調整供給契約者と電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約者とが同一であることは求めませんが、契約電源が発電設備である場合、当社との間で当社託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約が締結されていることが必要です。</li> </ul>
24	【電源Ⅱ】 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベース電源（石炭火力や一般水力）は一般的に全量が小売供給力に充てられゲートクローズ時点の余力がないため電源Ⅱとして調整力に活用できない見込みである。しかしながらガバナフリー機能を具備し、その機能を活かした運転をするのが一般的であり、瞬動予備力の役割を担っている。このようなベース電源は旧一般電気事業者、共同火力、旧IPPに多数存在するが、電源Ⅱで確保する対象として考えているのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベース電源についても、軽負荷期などでは、調整力として活用する可能性もあることから、要件を満たす場合は、電源Ⅱとして契約する対象となります。</li> </ul>
25	【電源Ⅰ・Ⅱ】 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約書」をHP等にて確認できますでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書のひな形については、募集開始時に募集要綱と共に公表しております。なお、ネガワット等につきましては、特性が異なるため、落札後、契約書ひな形を基に個別協議により決めさせていただきます。</li> </ul>
26	【電源Ⅰ・Ⅱ】 第5章 募集概要 募集規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源Ⅰ・Ⅱ調整力では、オンライン調整力は募集制限しないとのことですが、自社BGの電源における発電計画と実績との差（インバランス）については、発電余力を調整電源として機能するためには常にオンライン待機している必要があることからすれば、活用頻度が低い電源でも調整機能オンにしている間、または発電可能電力量を提示している間はインバランスフリーになると考えてよいのでしょうか？</li> <li>・ それとも、通常のインバランス単価と調整電源としての調整単価は何らかの仕訳がされるのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般送配電事業者の指令に応じて活用される調整電源については、インバランス対象外となります。ただし、託送供給等約款に基づき、調整電源において故障等が発生した場合は、インバランス対象となります。</li> </ul>
27	【電源Ⅰ・Ⅱ】 第5章 募集概要 運用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電等計画値、発電等可能電力、電力量等は、いつの時点で提出するのでしょうか。（週間段階でしょうか、毎時GC毎に提出が必要なのでしょうか）</li> <li>・ また、発電計画値と発電可能量との差が余力、調整力として活用されるという事でよろしいのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用の細部事項については、別途、給電申合書にて取決めますが、年間、月間、週間、翌日計画段階で、発電可能電力、発電計画値、電力量等を提出いただくことで考えています。</li> <li>・ 発電計画値と発電可能量との差は、上げ調整力として活用されます。</li> </ul>

No	【対象】／項目	ご意見・ご質問	当社回答
28	【電源Ⅰ・Ⅱ】 第7章 契約条件 従量料金	・ 「出力上げ調整単価、(下代)調整単価、起動費の単価表およびその算定基準・・・等」を定期的に提出とありますが、具体的、いつ提出するかが決まっているのでしょうか。	・ 運用の細部事項については、別途、給電申合書にて取決めますが、1週間単位等、適切な期間を区切って、契約者から当社に提示していただきます。
29	【電源Ⅰ・Ⅱ】 第7章 契約条件 従量料金	・ 従量料金の単価について、「提出した単価の修正は認めないもの」とありますが、調整単価の定期的な提出に関連する事項かと思いますが、定期的な提出を週間(月間)単位と仮定し、当該週(月)内での修正は出来ないという解釈でよろしいでしょうか。	・ 入船トラブルや燃料切替時、ユニット効率低下時等、緊急的に変更が必要な場合については、変更協議を行うことができます。
30	【電源Ⅰ・Ⅱ】 第7章 契約条件 従量料金	・ 電源Ⅰピーク調整力契約を締結した場合、ピーク調整力としての計画値は設定されるのでしょうか。それとも0(ゼロ)kWでしょうか。この場合の従量料金は、出力上げ調整単価ならびに起動費のみの設定となるのでしょうか。	・ 電源Ⅰでの契約電力は、送配電事業者が確保する供給力として計上します。 ・ 電源Ⅰについても、調整力は上げ下げ両方に活用しますので、従量料金は、上げや起動費のみではなく、下げ等の単価設定も行います。
31	【電源Ⅰ・Ⅱ】 第7章 契約条件 従量料金	・ 料金精算は、各月毎に精算とありますが、別途発電量調整供給契約の締結が必要であれば、当該月の翌月に実績の通知は無いものと考えますが、精算は翌々月という事でよろしいでしょうか。	・ 従量料金の精算は、翌々月に精算いたします。
32	【電源Ⅰ・Ⅱ】 第7章 契約条件 従量料金	・ 「揚水運転を行なうために要した託送料金」の託送料金とは、具体的に何を指すのでしょうか。	・ 揚水動力を実施するために系統側から供給された電力に掛かる接続料金を指します。
33	【電源Ⅰ】 第9章 その他	・ 自社設備の要件適否の確認や将来の設備計画の参考とするために、要件の標準化の前に関わらず、詳細の設備仕様・要件(例えば、通信仕様の場合は、信号種別、通信プロトコル、セキュリティー仕様等)を公募要領にあわせて公表いただけますようお願いいたします。	・ 通信プロトコルやセキュリティー仕様といった詳細の設備仕様・要件については、公表せず、個別対応といたします。